

事務局案意見への対応

事務局案 該当 ページ	意見等	意見について
3 1	「障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい社会こそが、市民一人ひとりの個性が尊重され、平等を感じ取ることのできる社会である」といったような、障がい者でない市民からの目線からの一言があってもよいように感じた。なお、旧優生保護法については、最高裁でつい数か月前に違憲判決が出ましたので、それに触れてもよいかもしれない。	・「すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して」と記載しているため、頂戴したご意見については、すでに反映されていると認識。 ・「加えて、2019（平成 31）年 4 月に～」の段落で、旧優生保護法に関して、あくまで客観的事実を記載しているに過ぎず、当課より最高裁の判決について意見を述べることはできないため、修正等はない
3 8	夜間中学など、外国人・外国出身者を新潟市に包摂するための施策があるのであれば、ここに書いておくべきと存じました。おそらく個々の項目については、当事者（この項目については外国人・外国出身者）あるいはその支援者が最もよく読む部分。情報提供という意味でも役に立つはずですし、また、ヘイトスピーチも深刻な差別の問題を生じるものとして、新潟市としてどのように立ち向かうか、もう少し踏み込んでもよさそうな気はした。一般に、差別を受ける者は声を上げづらいので、新潟市の側で積極的に取り組むことが、深刻な差別被害の未然の抑止につながると考える。	・夜間中学については、現在、ニーズ調査の結果を取りまとめているところ。 ・ヘイトスピーチ対策については、本市は多文化共生施策を進める中で、ヘイトスピーチがない社会を実現していくという考えで、施策の方向性に記載のとおり

事務局案 該当 ページ	意見等	意見について
47	犯罪全般に対する新潟市の姿勢についても併せて（「施策の方向性」の最後の段落あたりで）少し触れておくのもよい。項目からはズレてしまいますが、この項目であれば、新潟市がそもそも犯罪被害者をそもそも出さないようにするために工夫している取り組みなどを読者が知りたいと思うのも自然かな、と。	・犯罪被害に遭った方、そのご家族、ご遺族の方は自責の念が強い方が多い印象。 被害者の方には全く落ち度はなくても、「あのときあの場所にいなかったら、もう少し自分が気をつけていれば」といったふうに、自分を責めてしまうことが多い。 再発防止や防犯ということは大事なことだが、犯罪被害者等支援の観点とは全く異なり、人権計画に防犯や再発防止策が記載されていることで犯罪被害者等の方が「こういった防犯対策がなされているのに犯罪被害に遭ってしまったということはやはり自分に落ち度がある。」といった二次被害が生じてしまう恐れがあるため記載せず。